

静岡市告示第 538号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 3 日

静岡市

上記代表者 静岡市長 田 辺 信 宏



1 都市計画の種類

静岡都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡市役所都市局都市計画部都市計画課

静岡都市計画区域区分の変更（静岡市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分 \ 年次		平成 22 年 (基準年)	令和 2 年 (基準年の 10 年後)
都 市 計 画 区 域 内 人 口		697.0 千人	おおむね 661.8 千人
市 街 化 区 域 内 人 口		645.5 千人	おおむね 614.0 千人
	配 分 す る 人 口	—	610.6 千人
	保 留 す る 人 口	—	3.4 千人
	特 定 保 留	—	0.0 千人
	一 般 保 留	—	3.4 千人

理 由

本都市計画区域における市街地及び周辺の開発動向、今後の産業の見通し及び清水港港湾計画を踏まえ、公有水面の埋立てにより新たに生じた土地について市街化区域に編入し、計画的な市街化を図るため、区域区分を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

清水港の新興津地区は、静岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、“国際拠点港湾清水港を中心とした清水港臨港地区は、物流・生産システムなどの強化・推進を図りながら、工業地として配置する”と位置付けている。

また、静岡市都市計画マスタープランにおいても、“清水港臨海部は、既存工業施設を活かし、更なる集積を図る産業拠点”として位置付け、“ロジスティクス産業や製造業の集積を推進し、物流機能の集約と拠点化を図る”としている。

本地区は、清水港港湾計画に基づき外貿コンテナターミナルの集約・高度化など港湾関連機能の拡大を図るため、公有水面埋立事業による整備を、工区を分割して順次行っており、竣功済みの工区は順次、港湾関連用地として市街化区域（工業系用途地域、臨港地区）に編入している。

今回、公有水面埋立工事が竣功した工区について、既存の港湾関連用地と一体的な土地利用を図るとともに、計画的かつ適正な都市的土地利用を推進するため、市街化区域に編入する。

静岡都市計画 区域区分の変更 静岡市決定 計画図(字界図)



市界区域	市界
市界区域	市界

(清水新興津地区)

区域説明表	
符号の説明	区域の説明
① 清水区興津清見寺町1388及び1390の境界点	①～② ①から②を結ぶ現行区域区分界
② 清水区興津清見寺町1380、1388、1390の3筆の境界点	②～③ ②から③を結ぶ現行区域区分界
③ 清水区興津清見寺町1384-4、1387、1390の3筆の境界点	③～④ ③から④を結ぶ現行区域区分界
④ 清水区興津清見寺町1387及び1390の境界点	④～① ④から①を結ぶ公有水面準立区域界

凡 例	
	変更前区域区分界
	変更後区域区分界
	大字界
	大字名

